市内お住まいの障がいがある方のサークル活動について

守口市では、障がいがある方の社会参加の拡充を図る目的で、サークル活動をコミュニティセンターで行う場合、事前に障がい福祉課で団体登録することで、利用料が免除になります。

◆申請対象になる要件は？

以下、すべての条件に該当するサークルになります。

- □ サークルの構成員の過半数が、守口市民または、守口市に在職、在学していること
- □ 営利活動、宗教活動または、政治活動を目的としないこと
- □ サークルの構成員に守口市内の障がい者がいること
- □ サークルの代表者は、15 歳以上（中学生を除く。）の市民等であること
- □ 守口市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げるものに該当しないこと

※ 障がい者は、1人につき2サークルまで登録できます。

◆対象となる障がいは？

身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、指定難病等になります。

◆申請の流れ

① **登録申請**

登録申請書、サークル名簿、事業計画書、パンフレット、チラシ、しおり等の講座や講習会、行事等の内容がわかる書類を添付し、申請を障がい福祉課で行ってください。

↓

② **登録決定通知書の交付**

いただいた申請内容を障がい福祉課で確認します。内容に不備がなければ、登録決定通知書を郵送にて、交付します。

※ 登録決定通知書の交付まで、日にちを要しますので、早めのご申請をお願いします。

また、公共施設予約システム上でのサークル名は、語尾に（登録）という文字を附記します。（利用許可書にもその名前で印字されます）

↓

③ **コミュニティセンターで減免手続**

・コミュニティセンターでサークル活動を行う際に、登録決定通知書を提示し、減免手続きを受けてください。減免手続きの際は、登録決定通知書がその都度提出が必要になります。

・登録内容に変更が生じた場合は、速やかに障がい福祉課に変更申請をお願いします。また、活動状況と申請内容に相違がある場合は、登録決定を取り消すことがあります。

④ **活動実績報告書の提出**

毎年2月末までに、障がい福祉課に活動実績報告書の提出をお願いします。

翌年度も利用する場合は、活動実績報告書の提出がないと利用できません。

【お問合せ先】

守口市 健康福祉部障がい福祉課

〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号

電話　06-6992-1630